

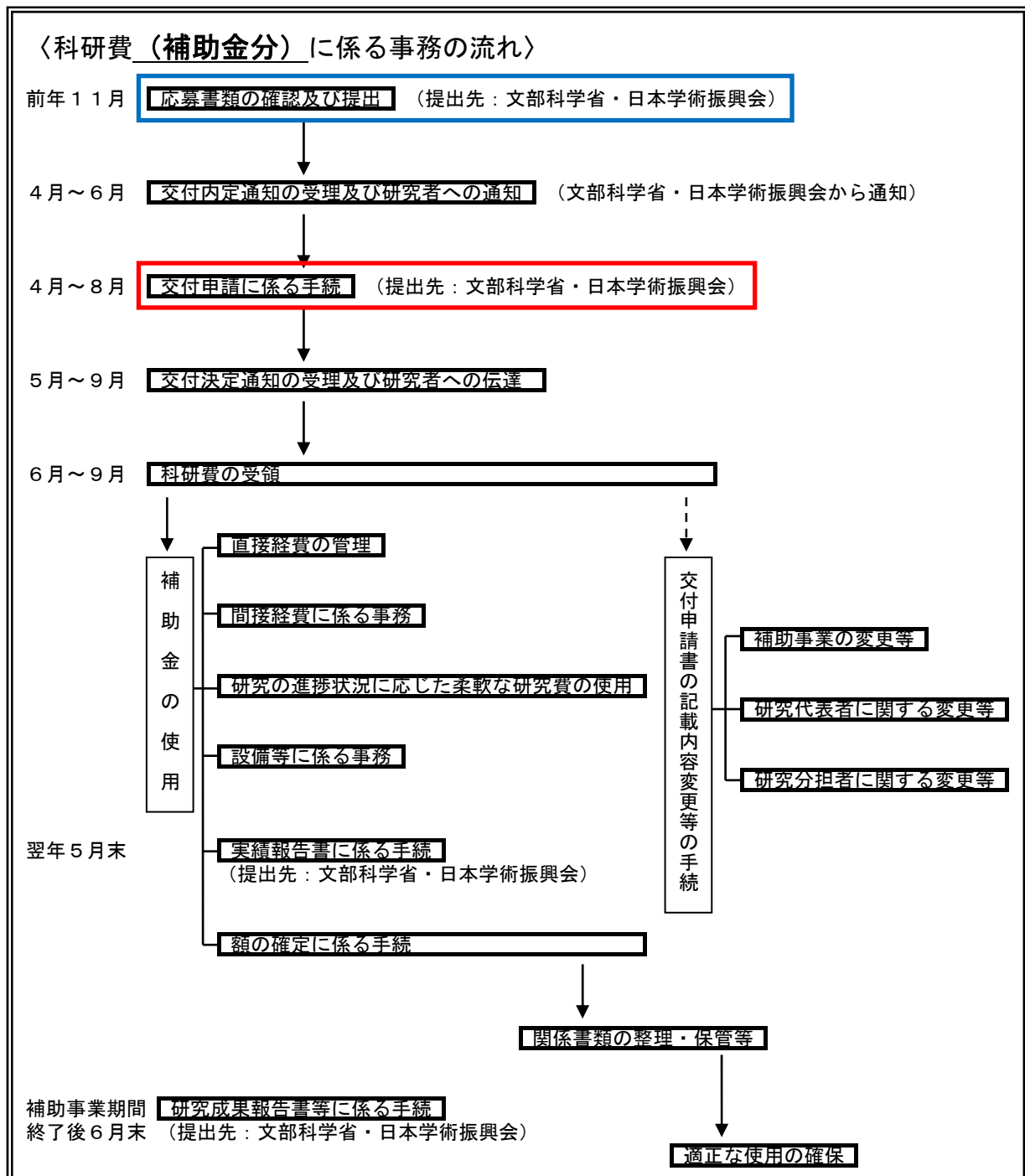
## 科研費電子申請システムの利用について

○対象種目：特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、  
挑戦的萌芽研究、若手研究

○対象範囲：

以下に記載している「科研費（補助金分、基金分）に係る事務の流れ」のうち、赤枠で囲んでいる手続について、今回から電子申請システムを御利用いただくこととなります。

- ・赤枠：今回から電子申請システムを利用することとなる手続
- ・青枠：既に電子申請システムを利用している手続



# 〈科研費（基金分）に係る事務の流れ〉

